

みんなでつくる むらのルール

日吉津村の憲法「自治基本条例(案)」まとまる!

※「条例案」に対する意見募集(パブリック・コメント)第2回を実施中です。
皆様のご意見等をお聞かせください。

自治基本条例策定委員会では、昨年9月から条例づくりに取り組んできました。そして、8月実施の「条例(骨子)」のパブリック・コメント(第1回)などを踏まえ、このたび「条例案」をまとめることができました。(今月号の折込みをご参照ください。)

現在、村民の皆さんに「条例案」を公表し、パブリック・コメント(第2回)を実施中です。皆さんの意見をもとに最終的な検討をし、「条例案」にまとめます。



前 文

私たちのむら日吉津村は、中国山地を源とする一級河川日野川の下流右岸に位置し、北は日本海に面し、東に秀峰大山を仰ぎ見る箕蚊屋平野の一角にあります。古来、河川の氾濫など幾多の苦難を乗り越え農地を拓き、日本海からの風雪を防ぐために黒松を育てるなど、常に進取の気象を発揮し村づくりに励んできました。

明治22年の村制施行以来、今日まで、単独で村制を維持し、農業の振興や企業誘致の成功などにより、比較的財政の豊かな村として発展してきました。また、現在交通の要衝となり、交流人口も多く、賑わいのある村として独自の位置を占めています。

私たちは、先人が創り育てた自然や歴史、文化に感謝し、未来を担う子どもたちが誇りと夢をもって、住み続けたいと思えるふるさとを築き、次代に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、「村民が村づくりの主役である」ことを深く認識するとともに、「地域のことは地域で考え、地域で決める」という住民自治の本旨に基づき、村民、議会、行政そして地域・諸団体がそれぞれの役割や責務を認識し、参画と協働による村づくりを進めていきます。

私たちは、日吉津村における自治の基本原則や村づくりのルールを分かりやすく定めて、村民みんなの共通認識とするとともに、誰もが安心して暮らせる村の実現を目指し、村の最高規範として、ここに自治基本条例を定めます。

【前文についての解説】

- 前文は、本村における最高の宣言のようなもので、出来る限り簡潔に、みんなの共通の目標となるよう、議論を重ねて作成したものです。
- 本村は、眺望も素晴らしいのどかな農村地帯にあります。ただし、かつては幾度も洪水に流され貧しかった歴史があります。今の姿は、先人が苦難を乗り越えた結果です。また、明治以降も養蚕や畜産など農業振興で、他の先を行った歴史があります。わたしたちは、その労苦に思いをはせ、自然や農地を保全しながら、均衡ある土地利用などに取り組みべきと話し合い文章化しました。「進取の気象」は、難しい言葉ですが、「常に進んで新しいことに挑戦していく村民性」を表現したものです。
- 本村が、活気に満ちて持続し発展していくためには、未来を担う子どもが誇りを感じられる村づくりを、みんなで進めていく必要があります。そのために、役場や議会はどういう役割を果たすか、そして、村づくりの主役である村民の皆さんや地域はどうあるべきか、という視点でみんなの心構えを提案したものです。
- この条例には、福祉、農業、教育など、村づくりの具体的な施策をどのように行うかについては記載されては無く、それら様々な村づくりを進めるための共通のルールや体制を決めて、村民みんなが理解し協力し合えることをねらいとして定めるものです。

□ 全体の構成としては、現在のところ条例案として以下のようにまとめています。

前文	第1章 総則	第5章 村長等	第9章 国、他の自治体等との関係
	第2章 自治の基本原則	第6章 村政運営	第10章 日吉津村自治基本条例推進委員会
	第3章 村民等	第7章 情報の共有	第11章 条例の改正
	第4章 議会	第8章 参画と協働の推進	